

市議会決議に掲げる事項の対応状況について

平成 29 年 2 月 10 日の姫路市議会臨時会で可決された「県立はりま姫路総合医療センター（仮称）の整備に関する決議」に掲げる事項について、対応状況等を次のとおり取りまとめるもの。

	決議に掲げる事項	対応状況	今後の方向性
1	本市南西部地域の医療提供体制を確保するため、急性期機能を有する医療機関を誘致すること。 誘致に当たっては、新たな医療空白地帯が生じることがないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 製鉄記念広畑病院の後医療候補として、県において社会医療法人三栄会を誘致 病床数は、平成 29 年度開催の中播磨圏域健康福祉推進協議会医療部会において、100 床を配分 <ul style="list-style-type: none"> ※ 急性期 50 床・回復期 50 床 ※ 内科 2 次救急輪番制に参加 後医療は、既存医療機関の他地域からの移転ではなく、圏域の余剰病床を活用して新たな医療機関を新設 	平成 30 年度から県・市・製鉄記念広畑病院・三栄会で定期的に協議するとともに、市内の医療機関との更なる連携強化も含め、後医療機関の円滑な開設に向け市としても支援・協力していく。
2	本市が提供する統合再編新病院の整備用地において、学校法人獨協学園が整備する医療系高等教育・研究機関と連携・協働し、本地域の医療課題に十分対応できる病院を整備すること。	<ul style="list-style-type: none"> 本圏域の課題である救急医療の充実等を内容とする統合再編基本計画の実現に向け、平成 29 年度に地域医療連携推進法人を設置 地域医療連携推進法人と獨協学園で教育・研究機能を通じた連携・協働について協議を実施 医療系高等教育・研究機関の新県立病院との一体整備に向け、連携・協働に必要な機能を設計に反映 	遅滞なく整備が進むよう、県や獨協学園と引き続き協議調整を図っていく。
3	他の基幹病院との適切な連携体制を構築するとともに、医師会・歯科医師会・医療機関の理解を得ること	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療連絡会議や中播磨及び西播磨の各健康福祉推進協議会医療部会、医師会向け説明会等において、基幹病院、医師会、歯科医師会等との意見交換や説明を実施 医師会・医療機関代表が地域医療連携推進法人評議員として参画し、意見交換 	今後も地域医療連絡会議等の開催を通じて、関係機関との情報共有・連携を図っていく。
4	周辺における道路渋滞等の状況を踏まえた上で、交通アクセスに係る課題を解決すること。 また、文化コンベンション施設と統合再編新病院の駐車場について、兵庫県と姫路市は密に連携し、その効率的な運営方法について検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度に、新県立病院及び文化コンベンション施設のピーク時を想定し、交通シミュレーションを実施。大きな渋滞が発生することはないという結果を平成 28 年第 4 回定例会厚生委員会に報告。両施設とも設計や工事の進捗に応じて警察協議を行い、渋滞対策を推進 平成 29 年度に、快適な歩行空間の創出や公共交通機関の利用促進による交通渋滞の緩和等を目的として、新県立病院と文化コンベンションセンターとの 2 階レベルでのデッキ接続の方針を決定し、平成 30 年 1 月の臨時厚生委員会に報告 駐車場の出入口等について、県・市・警察で協議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新県立病院の基本設計・実施設計が進められていることから、今後、警察協議等を踏まえて、周辺交通に係る渋滞・安全対策を行うとともに、バス路線等について事業者と協議を進め、公共交通機関の利用促進を図っていく。 駐車場の運営について県と協議を進め、利用者の利便性が確保できるよう、各施設の設置目的に応じた効率的な運営を検討する。
5	姫路市と兵庫県は、社会医療法人製鉄記念広畑病院と連携し、市民に対して丁寧な説明を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度の統合再編基本計画策定時に 3 回、平成 29 年度の後医療への病床配分時に 1 回の住民説明会を開催したほか、周辺自治会にも個別に説明を実施 自治会代表が、地域医療連携推進法人評議員として参画し、意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の進捗に合わせ、今後も市民に対し情報提供に努めていく。 製鉄記念広畑病院は、患者に対し個別に丁寧な説明を行っていく。

(参考) 協定締結状況及びスケジュール

平成 29 年 5 月 10 日	獨協学園・姫路市・兵庫県で、高等教育・研究機関及び新県立病院整備に係る三者の役割や用地貸付の条件等を定めた協定を締結 (※協定第 2 条第 3 号 (抜粋)「乙 (姫路市) は、丙 (兵庫県) が次条に定める条件 (*) を全て満たすことができると判断する場合には、新県立病院整備用地として、乙が所有する高等教育・研究エリアを丙に無償で貸付ける。」 (*) ①高等教育・研究機関と連携・協働、地域の医療課題に対応できる病院整備②製鉄記念広畑病院跡地に急性期機能を有する医療機関誘致③医師会等の理解④交通アクセスに係る課題解決)
平成 30 年 3 月 16 日	製鉄記念広畑病院・三栄会・兵庫県・姫路市で、南西部地域の医療提供の確保に係る四者の役割等を定めた協定を締結 (※協定第 3 条第 4 号 (抜粋)「丙 (兵庫県) 及び丁 (姫路市) は、本条第 1 号から前号までに定める事項 (南西部の医療提供の確保等) につき、当該事項が円滑に実施できるよう相互に協力するとともに、甲 (製鉄記念広畑病院) 及び乙 (三栄会) に対し、かかる実施のために必要な支援を行う。」)
平成 30 年度末まで	兵庫県及び市で、新県立病院整備用地の使用貸借契約締結
平成 31 年度以降	新県立病院の建設工事着手